

令和7年度二要素認証システム更新業務委託
仕様書

令和7年7月
夕張市

1. 業務名

令和7年度二要素認証システム更新業務委託

2. 委託期間

契約の日から令和8年1月31日まで

3. 目的

平成28年度に導入した二要素認証システムが保守期限を迎えることから、システムを更新し、利用事務ネットワーク内（基幹系）端末に対して二要素認証システムを継続して利用できる環境を提供することを目的とする。

4. 業務の内容

利用事務（基幹系）端末で利用している二要素認証システムの更新及び既存システムからデータ移行を行うこと。

なお、システム構築の為機器等の調達、設定、設置及び必要なLAN配線が含まれること。

5. システム機器等仕様

別紙「二要素認証システム機器仕様書」のとおり

6. システム構築時の要件

- (1) 既存システム稼働に対し影響のないこと。
- (2) 現場入場が伴う作業を実施するに当たっては、協議を行い、指示に従うこと。
- (3) 本市用に精通したものの人員を確保したうえで、迅速かつ的確な作業が可能となる体制にて実施するものとする。
- (4) 業務履行のために必要となるケーブルなどの部材は受託者が用意すること。
- (5) 機器接続後のケーブルは、バンド等を用いて結束し固定すること。
- (6) UTPケーブルの両端には、表示札等を取り付け、系統種別・行先等を表示すること。
- (7) その他、セキュリティポリシーの規程を遵守すること。

7. システム構築作業にかかわる要件

下記の事項を考慮し、作業を行うこと

- (1) システム構築計画書を作成し、本市の承認を得たうえで構築作業を行うこと。また、実施が困難な点が発生した場合は、解決策を提示し、本市と協議し実施すること。
- (2) 構築、設定及び検査等の作業予定日、並びに現行システムの停止日程は事前に提出し、本市と協議の上承認を得ること。
- (3) 作業に際し、既存ネットワークに係る構築事業者や運用事業者、管理事業者による作業が必要となる作業を抽出し、事前に本市と調整すること。
- (4) システム構築後の安定稼働を確認すること。

8. データ移行要件

- (1) 既存システム（Secure Login Box）から、登録されているユーザ情報及び静脈情報について、

新システムに移行を行うこと。

- (2) 移行作業を実施する時期等については、本市と協議を行い実施すること。
なお、データ移行後に発生するユーザー登録作業については本業務に含まない。

9. テスト要件

- (1) システム運用（認証情報の登録及び認証確認など）に係るテストを行うこと。
- (2) テスト結果について、本市の承認を得ること。

10. 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令・条例等を遵守しなければならない。

11. 秘密の保持等

- (1) 夕張市個人情報保護法施行条例、関係規定及び別添「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、受託業務に関して知り得た一切の事実を、第三者に漏洩してはならない。
- (3) 資料作成等で持ち帰り作業が必要な場合については、委託先を作業場所とする。ただし、個人データの持ち出しに関しては、これを一切禁止する。
- (4) 受託者は、当市が特に認めた場合を除き、受託業務の処理に必要なデータ及び資料を複写し、若しくは複製してはならない。
- (5) 受託者は、当市が特に認めた場合を除き、受託業務の処理に必要なデータ及び資料を他の目的に使用してはならない。
- (6) 受託者は、作業を行うに当たり常に事故又は災害の防止に努め、事故、若しくは災害、又はセキュリティに関する事案が発生したときは、直ちに当市に対し通報して適切な措置をとるとともに、遅滞なく書面をもって報告しなければならない。
- (7) 受託者は、受託業務の処理にかかる磁気記録媒体に記録されているデータの内容を侵す一切の行為をしてはならない。
- (8) 受託者は、本業務の処理に使用した全ての記録、資料等について、業務終了後すみやかに当市に返還しなければならない。

12. 成果品等

業務完了後、以下の資料等を提出すること。

- (1) 作業完了報告書
- (2) テスト結果報告書
- (3) 調達した機器のマニュアル、保証書、ライセンス証書等
- (4) 二要素認証システムの運用マニュアル

13. その他

- (1) 契約後、作業開始に当たっては委託者と作業方法、作業スケジュール、作業体制及び作業分担等に関し、打ち合わせを行うこと。
- (2) 作業担当者が交替する場合等は、事前に当市の同意を得ることとし、以後支障のないよう十分引き継ぎを行うこと。
- (3) 作業上作成した資料については、適宜当市の確認を受けること。
- (4) 作業上必要な打ち合わせは、適宜行うこと。各作業の打ち合わせ結果は、速やかに議事録を作成

し、当市にその都度提出すること。

- (5) 現場での作業にあたっては、通常業務への影響が最小限となるように調整し、効率的に進めること。また、それぞれの作業場所の管理を行う職員の指示に従うとともに、それぞれの運用ルールに従うこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、当市及び受託者で協議の上、定めるものとする。

以上

二要素認証システム機器仕様書

1 二要素認証システム要件

以下の要件にあったシステムを選定し提供すること。

項目	仕様
システム管理方法	クライアントサーバ方式とする
認証方式	生体認証を含んだ二要素認証が可能なこと
サーバOS	Windows Server 2022 に対応すること
サーバDB	有償のDBを必要としないこと
クライアント端末OS	Windows 11 に対応すること
必要機能	<ul style="list-style-type: none"> • Windows ログオン認証 • 業務システムへのアプリケーションログオン • 認証ログ取得
データ移行	既存システムの静脈認証データを移行できること
特記事項	当市における既存システムの稼働に影響を与えないこと
数量	クライアント 100 台にインストールできる数量を準備すること

2 機器仕様

(1) 認証センサー

項目	仕様
筐体サイズ	46mm (W) ×46mm (D) ×16mm (H) 以内に収まること
認証方式	生体認証
認証精度	他人受入率 0.000001%以下
インターフェース	USB2.0 (Hi speed)
クライアント端末OS	Windows 11 に対応すること
特記事項	認証センサーの各端末へのセットアップ作業は業務範囲外とする
数量 (センサー本体)	予備機を含めた 110 台を準備すること
センサーオプション	生体認証登録時に位置合わせするためのガイド
数量 (センサーオプション)	5 個

(2) サーバ機器

項目	仕様
筐体サイズ	435mm (W) ×612mm (D) ×43mm (H) 1U 以内に収まること
筐体タイプ	ラックマウント型
サーバOS	Windows Server 2022 Standard 以上
CPU	Xeon プロセッサE-2468 以上
メモリ	32GB 以上
RAID	RAID1+HotSpare
HDD	SAS-600GB (10krpm) ×3 台以上
光学ドライブ	DVD-ROM 以上を内蔵すること
サポート	サーバ本体及び OS は 24 時間 365 日対応可能な 5 年間の保守を含むこと
数量	1 台

(3) 無停電電源装置

項目	仕様
筐体サイズ	432mm (W) ×665mm (D) ×44.5mm (H) 1U 以内に収まること
筐体タイプ	ラックマウント型
動作方式	常時商法方式 (ラインインタラクティブ方式)
定格容量	1200VA/1000W 以上
交流入力	単相 AC100V (NEMA 5-15P/平行 2P、アース付き)
消費電力	34W (通常) /114W (最大) 以内
バックアップ 時間	停電時、サーバ及びバックアップ用 NAS を接続した状態で 15 分以上電源を供給できること
停電対応	停電時に接続したサーバを安全に停止できる仕組みがあること
サポート	本体及は 24 時間 365 日対応可能な 5 年間の保守を含むこと
数量	1 台

(4) バックアップ用 NAS

項目	仕様
筐体サイズ	430mm (W) × 430mm (D) × 44.3mm (H) 1U 以内に収まること
筐体タイプ	ラックマウント型
搭載 OS	Windows Server IoT 2022 for Storage Workgroup
RAID タイプ	ハードウェア RAID で 6/5/10/0 に対応していること
HDD	1TB 以上の HDD を 4 台以上搭載し、利用領域を 2TB 以上確保すること
LAN	10GBASE-T × 1、1000BASE-T × 2ポート以上
サポート	5 年間のオンサイト保守を含むこと
数量	1 台

3. その他

- ・ 指定した数量以上を調達したほうが安価である場合等の事情により、数量を超過することは差し支えないものとする。
- ・ 限定指示や型番指定のない仕様については相当品以上を可とするが、その場合は事前に本市と協議すること。
- ・ 機器の設置に必要なケーブル等の部材を含むこと。
- ・ 機器設置後において、機器のマニュアル・保証書・ライセンス証書・設定内容が把握できるドキュメント等関連書類一式を整理のうえ提出すること。
- ・ 調達物品設置後に発生する不要な空き箱や梱包材等は納入業者が処分すること。
- ・ この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議とする。